

公立大学法人奈良県立大学内部通報に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人奈良県立大学コンプライアンス推進規程(以下「コンプライアンス推進規程」という。)に基づき、内部通報制度に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程における用語の定義は、コンプライアンス推進規程の例による。

(通報者の責務)

第3条 役職員等は、内部通報を行う場合には、客観的な事実に基づき誠実に行わなければならない。この場合において、誹謗中傷、私利私欲等の不正な意図又は私憤、敵意等の個人的な感情によって内部通報してはならない。

(内部通報の方法)

第4条 内部通報及び内部通報に関する相談に対応する窓口(以下「通報窓口」という。)は、総務課長、教務・学生課長及びあらかじめ理事長が選任する弁護士(以下「弁護士」という。)とする。

2 内部通報は、総務課長及び教務・学生課長に対しては、書面又は電子メールにより行うものとし、弁護士に対しては、書面、ファックス又は電子メールにより行うものとする。

3 役職員等は、内部通報を行う場合には、原則として所属及び氏名、内部通報対象行為を行っていると思料する役職員等の所属及び氏名、内部通報対象行為の内容、日時及び場所並びに内部通報対象行為が生じている、又はまさに生じようとしていることを示す証拠等を示さなければならない。

4 匿名による内部通報については、当該内部通報を信ずるに足りる相当の理由、証拠が認められる場合は、本規程により処理するものとする。

(内部通報の処理)

第5条 通報窓口において、内部通報を受けたときは、副理事長へ内部通報の内容を遅滞なく報告しなければならない。

2 法人の役員または通報窓口の担当者以外の法人の職員が、内部通報を受けたときは、速やかに通報窓口連絡し、又は当該内部通報者に対し通報窓口へ内部通報するように助言しなければならない。

3 副理事長は、内部通報の内容を確認し、これを受理する。但し、内部通報の内容が誹謗中傷、私利私欲等の不正な意図又は私憤、敵意等の個人的な感情によるものと明らかに認められる場合は、これを受理しない。

4 副理事長は、内部通報に係る受理又は不受理の判断をしたときは、内部通報を受けた通報窓口を通じ、速やかに内部通報者に通知するものとする。

5 副理事長は、内部通報の内容及び当該内部通報に係る受理又は不受理の判断結果を理事長に報告しなければならない。

(調査)

第6条 副理事長は、前条第2項の規定により受理した内部通報を通報窓口において受けた日から20日以内に、当該内部通報対象行為に係る調査の実施の要否を検討し、内部通報を受けた通報窓口を通じ、検討の結果を内部通報者に通知しなければならない。この場合において、副理事長は、調査を実施しないときは、その理由を併せて通知するものとする。

2 副理事長は、前項に規定する調査を、当該内部通報に係る委員会及び事務局等に指示する。

3 当該内部通報に係る委員会及び事務局等は、前項の規定による調査の結果並びに必要と認める是正措置及び再発防止策(以下「是正措置等」という。)に係る意見を副理事長に報告しなければならない。

4 役職員等は、前項の内部通報に係る調査に際して協力を求められたときは、当該調査に協力しなければならない。

(理事長への報告)

第7条 副理事長は、前条第3項の規定による調査の結果及び必要と認める是正措置等に係る意見を理事長に報告しなければならない。

(理事長の責務)

第8条 理事長は、第7条の規定による報告を受けたときは、必要と認める是正措置等及び懲戒処分等の検討等を行わなければならない。

(結果の報告)

第9条 副理事長は、第6条第1項の規定による調査の結果並びに前条の規定による是正措置等の有無及び内容について、内部通報を受けた通報窓口を通じ、内部通報者に通知するものとする。ただし、内部通報者が通知を希望しない場合は、この限りでない。

2 前項の規定により内部通報者に通知をするときは、当該内部通報に係る被通報者又は当該調査に協力した者等の名誉、プライバシー等を侵害することのないように配慮しなければならない。

3 副理事長は、第1項記載の事項について、コンプライアンス推進委員会に報告するものとする。

4 コンプライアンス推進委員会は、前項の報告に基づき、必要な助言又は提言を理事長に対し行うことができる。

(解雇・不利益取扱の禁止)

第10条 理事長は、内部通報又は内部通報に関する相談(以下「内部通報等」という。)を行ったことを理由に、当該内部通報又は内部通報に関する相談をした者(以下「内部通報者等」という。)に対し、解雇(派遣契約その他契約に基づき法人の業務に従事する者にあつては、当該契約の解除)その他一切の不利益な取扱をしてはならない。

2 理事長は、内部通報者等が内部通報対象行為に関与している場合において、当該内部

通報者等に対して当該関与を理由として懲戒処分を行うときは、内部通報等を行った事情を
しん酌して懲戒処分の種類及び程度を決定するものとする。

(通報窓口の担当者の義務)

第11条 通報窓口の担当者または調査を実施する者(本条において「通報窓口の担当者等」
という。)は、職務上知りえた秘密を漏らしてはならない。通報窓口の担当者等でなくなった後
も、同様とする

(理事長または監事による内部通報対象行為への関与)

第12条 理事長または監事が内部通報対象行為に関与している場合においては、第5条第
5項及び第7条の規定は、適用しない。

2 副理事長は、前項の場合、第6条第1項の規定による調査の結果及び必要と認める是正
措置等に係る意見を知事に報告しなければならない。

(副理事長による内部通報対象行為への関与)

第13条 副理事長が内部通報対象行為に関与している場合においては、第5条第1項、第5
条第3項、第5条第4項、第5条第5項、第6条第1項、第6条第2項、第6条第3項、第7条、第
9条第1項、第9条第3項及び第12条第2項中「副理事長」とあるのは、「事務局長である理
事」とする。

(他の法人規程等との関係)

第14条 この規程に定める調査又は是正措置等の実施に関し、他の学内規程等に別段の
定めがある場合は、当該規程の適用を妨げるものではない。

(補則)

第15条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この細則は、平成29年7月18日から施行する。

附 則

この細則は、令和3年4月1日から施行する。